

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万5千円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、**住民税非課税世帯**や**家計急変世帯**（住民税課税世帯においても、それ以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯）を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万5千円**

給付金の支給時期

長岡市が確認書(または申請書)を
受理した日から**3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

「世帯全員」の令和4年度
「住民税非課税」の世帯

令和4年度住民税課税世帯にお
いても、それ以降の収入が新型
コロナウイルス感染症の影響で
減少し「**住民税非課税相当**」
となった世帯

申請は不要です

市から確認書が届きますので、
返送（手続き）して下さい

※該当と思われる世帯で8月上旬までに確認書
が届かない場合は、お問い合わせください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：**令和4年6月28日（火）**
～令和4年9月30日（金）※必着

申請時点で長岡市に住民登録のある場合は
、以下の窓口で申請してください。

【受付窓口】市役所福祉窓口、各支所地域振興・市民生活課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯全員の令和4年度住民税非課税の世帯

- 給付金を受け取るには、**手続きが必要**です。
- 市から送付する確認書（7月下旬予定）に記載された**口座に給付金を振り込みます**ので必要事項を記入して、**8月31日（水）までに郵便で返送してください。**



【確認事項】

- ①住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ②住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないこと
- ③既に給付金の支給を受けた世帯又はその世帯主を含む世帯ではないこと

！ 確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- **申請期間：令和4年6月28日（火）～令和4年9月30日（金）※必着**
- 市HP掲載の申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市役所福祉窓口※2または各支所地域振興・市民生活課に**郵送または直接提出（平日のみ）してください。**

【郵送先：〒940-0062 長岡市大手通2-6 非課税世帯等臨時特別給付金室】

※2 申請書の配布や受け取りについては、市役所福祉窓口の受付時間に併せて対応しています。

- この給付金には、原油価格高騰による光熱費等への対応のための**長岡市助成分（1世帯あたり5千円）が含まれています。**




お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 平日9:00～20:00

長岡市給付金専用コールセンター

 **0258-39-2347**

受付時間 平日8:30～17:15